

ハローワーク姫路に求人申込みをされる事業主の皆様へ

職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に新たに3点の労働条件の明示が必要となります。

詳細は別添リーフレット『求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください』をご確認ください。

また、令和6年4月1日以前に申込みされた求人であっても、令和6年4月1日以降も引き続き求人公開を希望される場合は明示が必要となります。

該当する求人につきましては、下記1～3の通り、求人票の変更お手続きをお願いいたします。

1 求人者マイページ開設事業所

ア 令和6年2月1日以降受理求人（随時変更受付中です。事前の変更手続きにご協力願います。）

○ 求人者マイページから変更手続きをしていただき、「ハローワークへの連絡事項」欄に、「改正追加」と記入してください。

※ 別添手順書『求人者マイページで求人を作成しよう！』の（『変更をするときは…』）にて操作してください。順次変更いたします。

イ 令和6年4月更新求人（紹介期限日：令和6年3月31日求人）

○ 令和6年3月18日（月）以降、更新手続き時に、別添手順書（『求人者マイページで求人を作成しよう！』）にて操作してください。

※ なお、上記『ア 令和6年2月1日以降受理求人』の要領にて、4月更新手続き前にも事前変更は可能です。

2 求人者マイページ未開設事業所

別添変更申込用紙に記入の上、メール、郵送、持参にてご連絡ください。順次変更いたします。

3 事務代行利用事業所（社会保険労務士等）

事務代行者と連絡のうえ、変更手続きを行ってください。

【問い合わせ先】ハローワーク姫路 求人部門

TEL:079-222-4511

メール：himeji-kyuujin@mhlw.go.jp

求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員

(最大360文字)

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町3番地 最寄り駅(〇〇線 □□ 駅)から[徒歩・ 車]で(10 分) 就業場所に関する特記事項:
	従業員数:就業場所(22 人) うち女性(12 人) うちパート(14 人)
	受動喫煙対策: 1. あり (受動喫煙対策の内容: 屋内禁煙 ・喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他 受動喫煙対策に関する特記事項:
	マイカー通勤: <input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。
	転勤の可能性: ① あり (転勤範囲: A事業所、B事業所) 2. なし

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または**更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載
- ・**有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新 ・ 条件付きで更新あり) 2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断(通算契約期間上限4年/更新回数上限3回))

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「**会社の定める○○**」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、**求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、**指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載**してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

求人者マイページで求人を作成しよう！

～以前の求人を利用して求人を申し込む、求人内容を変更する～

1

ここからスタート!

新規求人情報を登録

現在有効中または申し込み中の求人

有効中の求人を全て表示

求人区分	求人数	採用人数
一般	3件	9名
学生	0件	0名
障害者	0件	0名

求人者マイページ外へリンクします。

イベント情報検索

求人更新時ご注意ください!

「求人情報編集」画面での「有効期間延長を申込」は使わないで下さい。



有効期間延長を申込

2

- 更新したい求人
- 内容が比較的近い求人

を探して「転用登録」します。

転用可能な求人一覧

新規求人情報を登録

※参考

新規に作成するときはここから登録できます。

①、②どちらの方法でも大丈夫です。

ここから登録!

② 詳細を表示

① この求人情報を転用して登録

求人内容を確認してから登録!

ここで求人内容が確認できます!

この求人情報を転用して登録

3

求人登録

求人区分等登録

一時保存

次へ進む

次へ進む

変更をするときは…

- ハローワークで内容を確認してから、公開となります。
- 確認事項がある場合は、ハローワークから連絡をいたします。

【求人に関する問い合わせ先】
ハローワーク姫路 求人部門
 電話：079-222-4511

【システムに関する問い合わせ先】
ナビダイヤル (通話料がかかります) 電話：0570-077450
 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00 (年末年始、祝日除く)
 E-mail: helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

改正職業安定法施行規則の施行に伴う求人変更申込用紙

- 下記に記入のうえ、当所求人部門あてメール、あるいは郵送、持参にてご連絡ください。この用紙をデータで希望される場合は、上記メールアドレスに一度メールいただけたら送付します。
- 詳細は別紙『求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください。』をご確認ください。
- 変更なし、更新上限なしの場合は「なし」と記入してください。

求人番号	求人受理日	従事すべき業務の変更の範囲	就業場所の変更の範囲	有期労働契約を更新する場合の基準・上限	備考
28050-	.				
28050-	.				
28050-	.				
28050-	.				
28050-	.				
28050-	.				
28050-	.				

事業所番号2805-

事業所名

担当

TEL